

令和3年度第1回県西地区保健医療福祉推進会議 資料1

令和3年度地域医療構想調整会議等の運営について

～改正医療法への対応も含めた今後の流れ～

1. 医療法等の一部を改正する法律の概要 (主なもの)

I. 医師の働き方改革

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等

II. 各医療関係職種の専門性の活用

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し 2. 医師養成課程の見直し

III. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保 (医療法：令和6年4月1日施行)

→医療計画の記載事項に新興感染症への対応に関する事項を追加

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組みの支援 (医療法：公布日施行)

3. 外来医療の機能の明確化・連携 (医療法：令和4年4月1日施行)

→医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等

1. 医療法等の一部を改正する法律の概要 (主なもの)

「Ⅲ.地域の实情に応じた医療提供体制の確保」に関する施行スケジュール

	施行日	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1.新興感染症等の医療計画位置づけ	R6.4.1	基本方針等の改正 ※新興感染症等対応を含む5疾病6事業・在宅医療等について検討		第8次医療計画策定作業	第8次医療計画
2.医療機関の取り組み支援	R3.5.28	支援の実施 ※病床機能再編支援事業及び再編医療機関に対する税制優遇措置			
3.外来医療の機能の明確化・連携	R4.4.1	施行に向けた検討	外来機能報告等の実施 (施行状況等を踏まえ、改善検討)		第8次医療計画
		外来医療計画ガイドライン見直し検討	外来医療計画見直し検討		

2.改正法を踏まえた対応等について

■ 県保健医療計画推進会議及び調整会議では、これまでの取組みを継続しつつ、前述の医療法改正に関連するスケジュールに対応するため、必要な措置や議論を行う

1.新興感染症等の医療計画位置づけ	<ul style="list-style-type: none">・ <u>コロナ禍</u>において<u>顕在化した新たな課題を整理</u>・ 新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、<u>適切な時期に、総括</u>を行う・ <u>6事業目の追加に向けた記載項目の検討</u> 等
2.医療機関の取り組み支援	<ul style="list-style-type: none">・ 病床再編支援事業について、<u>意向調査を実施</u>・ 意向調査で活用希望があった場合は、当該地域で<u>その必要性を議論</u>
3.外来医療の機能の明確化・連携	<ul style="list-style-type: none">・ 来年度予定されている外来機能報告制度について、<u>国検討会における議論を注視しつつ、必要な議論</u>を行う

■ なお、県保健医療計画推進会議及び調整会議は、ウェブ会議又は書面会議を基本としつつ、地域の要望に応じて、感染防止対策に留意の上、対面会議も開催

＜想定している主な議題＞

- 令和2年度病床機能報告データ
- 保健医療計画の進捗状況の評価について
 - ・進捗状況の評価については、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対策に注力するため、令和2年度の評価についても重点化を行う。
- 病床整備事前協議について（※該当がある場合）
- 基準病床数の見直し検討について
- 地域医療介護総合確保基金（医療分）について
- 医療法改正に伴う対応について
- 個別の懸案事項 等

4. 令和3年度年間スケジュール

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
【県】 医療審議会				第1回会議10月	第2回会議3月
【県】 保健医療計画 推進会議			第1回会議 7月	第2回会議 9月	第3回会議 2～3月
病床事前協議		4/1時点既存病床 の確定(6月頃)	政令市審議会 (病床事前協議)	10～11月 病床協議申出受付	政令市審議会 (病床事前協議)
【県】 地域医療構想 調整会議			第1回会議 7～9月	第2回会議 10～12月	第3回会議 1～2月
医療法の改正関連	新興感染症等の 医療計画位置づけ	8次計画策定 検討会(6/18)	【国検討会】 予防計画等と合同開催。医療計画作成指針等の見直し議論 (～R4.9月)		
	病床機能再編 支援事業	国事務連絡 5/28発出	県意向調査 7/21〆切	活用意向があれば、地域で必要性を議論	
	外来機能	社会保障審議会 医療部会(6/3)	【国WG】 外来機能報告等に関する議論 (県は随時、各会議で情報提供)		【国WG】 でガイドラ イン改正に向けた検討 (～R4.9月)